

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

社員が病気になっても安心して 仕事を続けられるために...



企業として、社員が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境を作りましょう。対応にお困りの産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さま、ぜひ各種支援をご利用ください。

支援は全て
無料です

<治療と職業生活の両立支援サービスの内容>

■ 個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

■ 事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

■ 個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。

*支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

■ 窓口での相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

*面談は予約制です。

◎支援内容についてなど、お気軽にお問合せください。

徳島産業保健総合支援センター

TEL: 088-656-0330

受付時間：月～金曜日（9時～17時）

メールでのお問合せは→awa@tokushimas.johas.go.jp

※裏面が支援申込書になっています。



